

4月1日から 新しい保険証に なります



国民健康保険の新しい保険証は、3月末日までに郵送します。保険証が届いたら内容の確認をしてください。保険証が届かなかった場合は連絡ください。
※今まで使っていた保険証は3月末日が有効期限です。
有効期限が過ぎたら、各自で処分をしてください。

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入するとき

- ・他の市区町村から転入した日（職場の健康保険に加入していない場合）
- ・職場の健康保険などをやめた日（退職日の翌日）
- ・子どもが生まれた日
- ・生活保護を受けなくなった日

国保をやめるとき

- ・他の市区町村へ転出した日、またはその翌日
- ・職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- ・死亡した日の翌日
- ・生活保護を受け始めた日

国保をやめるときの届け出と保険税！

国保をやめるときにも届け出は必要です。届け出をしないと手続きされないため、保険税を知らずに二重に支払ってしまうことになります。また、保険証があるからと町の国保を使って医療を受けようと、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになりますので、必ず届け出をしてください。

就学等で家族と別に暮らす方へ

就学などで他の市町村に住む時（住民票を移動したとき）は、申請すると就学する人へ保険証を交付します。

◎申請に必要なもの

在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）・保険証・印鑑

加入の届け出が遅れたときの保険税のあつかいは？

国保加入の届け出が遅れた場合でも、資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません（遡及賦課）。

例えば8月に会社をやめ、10月に国保加入の届け出をした人の場合

